

事業譲渡に関する手続が整備されました

制度の概要

これまで事業譲渡を行う場合は、新たに許可を取り直す必要がありましたが、**令和5年12月13日以降に事業譲渡をする場合は、新たな許可の取得を行うことなく、届出により営業者の地位を承継できる**ようになります。

手続の流れ

1 事前相談

譲渡人は事業譲渡を行う前に可能な限り管轄の保健所へ相談してください。

2 必要書類の準備

以下の書類を準備してください。

- 地位承継届
- 事業譲渡が行われたことを証する書類
- 施設の構造及び設備を示す図面
- 施設の周辺地図
- 営業許可証
- 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）

必要書類等についての
詳細はこちら



3 必要書類等の提出

事業譲渡が行われたあと、譲受者は必要書類を管轄保健所へ提出してください。

- 露店又は自動車の事業譲渡は設備も併せて持参してください。
- 譲渡に伴い屋号や食品衛生責任者を変更したときは変更届も提出してください。

4 実地調査

承継後の業務の状況について保健所が実地調査を行います。

- 生活衛生課管内の施設は原則 火・木 曜日の午前中に行います。
- 浜北支所管内の施設の調査日時は届出時にご相談ください。

留意事項

- ◆ 事業譲渡により営業者の地位を承継した場合、**許可の条件は原則として承継**されます。
- ◆ 同一性が認められないような施設の増設等がある場合は、**新規の許可取得が必要**になります。
- ◆ 許可されている事業の一部を譲渡する場合※は承継の対象外となり新規の許可取得が必要です。
※ 例えば、2部屋で1つの許可を取得している飲食店営業の1部屋のみを譲渡する場合等
- ◆ 譲受者は、**食品衛生責任者の選任やH A C C Pに沿った衛生管理を実施**するなど、衛生水準の確保に努めてください。